五　充填しようとするフロン類の種類が法第八十七条第三号に基づき第一種特定製品に表示されたフロン類の種類に適合していることを確認すること又は充填しようとするフロン類の地球温暖化係数（フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数をいう。以下この号及び第九十四条において同じ。）が当該第一種特定製品に表示されたフロン類の地球温暖化係数よりも小さく、かつ、当該第一種特定製品に使用して安全上支障がないものであることを当該第一種特定製品の製造業者等に確認すること。

六　現に第一種特定製品に充填されている冷媒とは異なるものを当該第一種特定製品に冷媒として充填しようとする場合は、あらかじめ、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得ること。

七　フロン類の充填に際して、フロン類が大気中に放出されないよう必要な措置を講ずること。

八　必要以上に充填を行うことその他の不適切な充填により、第一種特定製品の使用に際して、フロン類が大気中に放出されるおそれがないよう必要な措置を講ずること。

九　フロン類の性状及びフロン類の充填方法について、十分な知見を有する者が、フロン類の充填を自ら行い又はフロン類の充填に立ち会うこと。

第十五条　法第三十七条第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　整備を発注した第一種特定製品の管理者（当該管理者が第一種フロン類充填回収業者である場合であって、かつ、当該管理者が自らフロン類を充填した場合を含む。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所

二　フロン類を充填した第一種特定製品の所在

三　フロン類を充填した第一種特定製品を特定するための情報

四　フロン類を充填した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

五　充填証明書の交付年月日

六　フロン類を充填した年月日

七　充填したフロン類の種類ごとの量

八　当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

（充填証明書の交付）

第十六条　法第三十七条第四項の規定による充填証明書の交付は、次により行うものとする。

一　整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに充填したフロン類の種類ごとの量が充填証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

二　フロン類を充填した日から三十日以内に交付すること。

（フロン類の充填に係る情報処理センターへの登録手続）

第十七条　法第三十八条第一項の規定による情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。

一　整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに充填したフロン類の種類ごとの量が登録しようとする事項と相違がないことを確認の上、登録すること。

二　整備を発注した第一種特定製品の管理者の承諾を得て、登録すること。

（フロン類の充填に係る情報処理センターへの登録期限）

第十八条　法第三十八条第一項の主務省令で定める期間は、二十日とする。

（フロン類の充填に係る情報処理センターへの登録事項）

第十九条　法第三十八条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所

二　フロン類を充填した第一種特定製品の所在

三　フロン類を充填した第一種特定製品を特定するための情報

四　フロン類を充填した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

五　情報処理センターへの登録年月日

六　フロン類を充填した年月日

七　充填したフロン類の種類ごとの量

八　当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

（フロン類の充填に係る情報処理センターによる情報の保存期間）

第二十条　法第三十八条第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。

（第一種特定製品整備者による回収の委託に際しての第一種特定製品の管理者に係る情報の通知に関する事項）

第二十一条　第十三条の規定は、法第三十九条第二項の規定による通知について準用する。この場合において、第十三条第二号中「フロン類の充填の委託」とあるのは、「フロン類の回収の委託」と読み替えるものとする。

（回収証明書の記載事項）

第二十二条　第十五条第一号から第七号までの規定は、法第三十九条第六項の主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十五条第一号から第四号まで、第六号及び第七号中「充填した」とあるのは「回収した」と、同条第五号中「充填証明書」とあるのは「回収証明書」と読み替えるものとする。

（回収証明書の交付）

第二十三条　第十六条の規定は、法第三十九条第六項の規定による回収証明書の交付について準用する。この場合において、第十六条第一号中「充填証明書」とあるのは「回収証明書」と、同条第二号中「充填した」とあるのは「回収した」と読み替えるものとする。

（フロン類の回収に係る情報処理センターへの登録手続）

第二十四条　第十七条の規定は、法第四十条第一項の規定による情報処理センターへの登録について準用する。この場合において、第十七条第一号中「充填した」とあるのは、「回収した」と読み替えるものとする。

（フロン類の回収に係る情報処理センターへの登録期限）

第二十五条　第十八条の規定は、法第四十条第一項の主務省令で定める期間について準用する。

（フロン類の回収に係る情報処理センターへの登録事項）

第二十六条　第十九条第一号から第七号までの規定は、法第四十条第一項の主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十九条第二号から第四号まで、第六号及び第七号中「充填した」とあるのは、「回収した」と読み替えるものとする。

（フロン類の回収に係る情報処理センターによる情報の保存期間）

第二十七条　第二十条の規定は、法第四十条第二項において準用する法第三十八条第三項の主務省令で定める期間について準用する。

（第一種特定製品廃棄等実施者による第一種フロン類充填回収業者への書面の交付）

第二十八条　法第四十三条第一項の規定による書面の交付は、次により行うものとする。

一　引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者が二以上である場合にあっては、第一種フロン類充填回収業者ごとに交付すること。

二　引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所が書面に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

三　フロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡す際に交付すること。

（第一種特定製品廃棄等実施者の書面の記載事項）

第二十九条　法第四十三条第一項第四号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　書面の交付年月日

二　引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在

三　引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の登録番号

（第一種特定製品廃棄等実施者による第一種フロン類引渡受託者への委託確認書の交付）

第三十条　法第四十三条第二項の規定による委託確認書の交付は、次により行うものとする。

一　引渡しの委託を受けた者が二以上である場合にあっては、引渡しの委託を受けた者ごとに交付すること。

二　引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。